

居宅介護サービス契約書 (指定訪問介護サービス)

利用者 _____ 様

事業者名 社会医療法人 崇徳会
事業所名 訪問介護ステーションみつごうや
住 所 長岡市三ツ郷屋町 2 9 3 番地 1 1
電 話 0 2 5 8 - 2 7 - 7 3 3 0
F A X 0 2 5 8 - 2 7 - 7 3 3 8

訪問介護契約書

(契約の目的)

第1条 社会医療法人崇徳会（これ以降「事業者」と略します。）は、介護保険法およびその他の関係する法令ならびにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービスを提供します。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は次のとおりとします。

契約の開始日 令和 年 月 日

契約の満了日 利用者の要介護認定の有効期間満了日

- 2 契約満了日までに、利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動的に更新されます。

(利用者負担金およびその滞納など)

第3条 この契約にかかわる利用者負担金は、契約書別紙のとおりです。

- 2 利用者が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を2か月分以上滞納したときは、事業者は1ヶ月以上の猶予期間を置いた上で支払いの期限を定め、この期限までに利用者が利用負担金を支払わない場合は、契約を解約する旨通告することができます。通告を行った場合であっても、契約の継続を考慮し、利用者との調整のための努力をいたします。
- 3 第2項に定める通告を行った場合は、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者へその旨を連絡します。
- 4 事業者は、調整の努力を行い、かつ調整の期間（通告から1ヶ月）を経過した場合、この契約を文書により解約することができることとします。

(利用者負担金の納入)

第4条 前条に定める利用者負担金については、サービスを利用した月ごとにまとめたうえで、サービスを利用した翌月の10日過ぎの訪問日に請求書を持参いたします。サービス担当職員等に現金で、又は口座振替にてお支払い下さい。

- 2 利用者負担金のお支払いを受けた後に、利用者負担金の受領に関わる領収書を発行します。
- 3 なお、個別に事情のある方は別途相談に応じます。

(利用者の解約権)

第5条 利用者は、7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

- 2 事業者のサービスの提供にあたり、著しい不信行為があった場合は、前項の規程にかかわらず予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。
- 3 この規程により契約を解約する場合であっても、損害賠償請求の権利に影響を及ぼすものではありません。

(事業者の解約権)

第6条 事業者は、次の場合に限り、契約を解約することができます。

- (1) 利用者の著しい不信行為があるなどの理由により、契約を継続することが困難になった場合。
 - (2) 利用者が事業者の通常事業の実施区域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合。
- 2 事業者は、契約を解約する場合にあっても、その理由を文書により利用者に示すこととします。
 - 3 事業者は契約を解約する場合においては、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者へその旨を連絡し、また利用者の希望に応じて、他の事業者への紹介を致します。

(契約の終了)

第7条 この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。

- (1) 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合。
- (2) 事業所から、第3条4項に定める契約の予告をし、通告から1か月を経過した場合
- (3) 第5条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合。
- (4) 第6条に定める事業者からの解約の意思表示がなされた場合。
- (5) 次のいずれかに該当することにより、居宅介護サービスを提供することができなくなった時。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した時。
 - ② 利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設生活介護を受けることとなった場合
 - ③ 利用者が小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合
 - ④ 利用者が看護小規模多機能型居宅介護を受けることとなった場合
 - ⑤ 利用者が要介護認定を受けることができなくなった時
 - ⑥ 利用者が死亡された時。

(損害賠償)

第8条 事業者は、居宅介護サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産などに損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

2 事業者は、利用者の生命・身体・財産などに損害を与えた場合は、その原因、対応などを利用者または利用者の家族に、十分説明いたします。

3 事業者が、本来予定されていた介護サービスを事業者の都合により提供しなかったこと、又はその提供が不十分であったことにより損害を与えた場合についても、同様にその損害を賠償します。

(苦情対応)

第9条 事業者は、提供されたサービスについて利用者からの苦情を受ける窓口責任者およびその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、また、苦情の申し立てを行うことにより、事業者は一切、不利益な取り扱いをいたしません。

3 事業者は、必要に応じて新潟県国民健康保険団体連合会へ苦情の概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

(サービスの提供の記録など)

第10条 事業者は、サービス提供の記録などをその完結の日から、少なくとも5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。

2 事業者は、第7条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービス提供の記録などの写しを交付するものとします。

(守秘義務)

第11条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、正当な理由がない限り契約中および契約終了後においても第三者には漏らしません。また、職員の退職後も同様とします。

2 但し、前項の規程にかかわらずサービス担当国会議及び連絡調整を目的とした場合、目的外の利用をしないことを条件に、居宅介護サービス計画に位置づけられた事業所、居宅介護サービス計画を作成する居宅介護支援事業所、主治医、保険者に対しては、情報提供できるものとします。

(契約外条項)

第 1 2 条 介護保険法およびその他の関係する法令ならびにこの契約書に定めない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。